

企業会計基準適用指針公開草案第 80 号（企業会計基準適用指針第 2 号の改正案）に関するコメント

2023 年 12 月 3 日

公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント

田淵 隆明

【質問 1】 範囲に関する質問

（質問 1-1） 基準開発の範囲に関する考え方についての質問

⇒同意する。

ただし、間接支配を含めた完全子会社についての言及が無いので、注釈として追記し、疑義が生じないようにすることが望ましい。

（質問 1-2） 基準開発の範囲外としたケースについての質問

⇒現時点ですぐに必要とは思わないが、合同会社などの持分会社に関する規定も何れは必要となると考えられるので、今の内から準備しておくべきであると思われる。

【質問 2】 現物配当実施会社の会計処理に関する質問

⇒同意する。

【質問 3】 現物配当実施会社の税効果会計に関する質問

⇒同意する。特に、個別財務諸表と連結財務諸表の扱いを同一にしたことは正しい。

【質問 4】 適用時期等に関する質問

⇒同意する。

【質問 5】 完全子会社株式を対象とすることの明確化

⇒「追記しないこと」に全く同意しない。「完全」という言葉を追記すべきである。

自己株式等会計適用指針第 10 項(2)当該定めが「完全子会社株式を配当することが前提とされている」のであれば、自己株式等会計適用指針第 10 項(2-2)と表現を揃えるべきである。将来に禍根を残さないためにも、訴訟のリスク等を残さないためにも、表現を統一すべきである。

【質問 6】 その他

[1] この公開草案には設例が付されていないので、公表する際には設例を付すべきである。

※公認会計士協会の、本件に関連する「会計制度委員会報告第7号『連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針（案）』」のパブリック・コメントには設例が付されている。

[2] **連結会計の世界では、「所有比率」と「持分比率」の区別が非常に重要**である。連結会計システムの設定においても、**両者の峻別は極めて重要**である。

本基準で言えば、「完全子会社」であることは所有比率=100%のことであるが、保有株式の比例配分は株式数ベースであるので「持分比率」ベースとなる。この点についての概念の分離が不十分であると言わざるを得ない。

これまでに ASBJ によって作成された連結会計関連の諸基準では、両者の概念の分離が不十分であることが散見される。また、設例においても**優先株や親会社株式などの議決権を有しない株式などの説明が殆ど無く**、実際のコンサル現場などで基準を誤解している関係者の説得に手間取ることが少なくない。また、若手のコンサルタントの育成においても苦労することが少なくない。

今後、早急に「所有比率」と「持分比率」を明確に区別した会計基準を策定されることを要望する。現在、当方にて、改正すべき項目のリストを作成中であるので、完成したら、ASBJ と金融庁に財務関係の国会議員に提出する予定である。

※所有比率=議決権ベースの比率。単位株式制度による端数切り捨ても考慮が必要。

NCI 按分においては、資本金・資本剰余金・自己株式において用いる。

※持分比率=株式数ベースの比率。配当金などの計算の基準となる。

NCI 按分においては、利益剰余金・OCIにおいて用いる。

(以上)